

令和3年度自己点検・評価報告書

令和4年3月31日

広島大学大学院人間社会科学研究科
実務法学専攻（法科大学院）

〔目的〕

法曹というプロフェッショナルを養成する教育プロセスにおいて、「法曹を継続的に輩出すること」および「法曹としてより質の高い問題解決を志向し探求心ある学びを活かせること」を目指すうえで、少人数教育対応として学生個々の学修スタイル等に応じた学修指導をベースとする教育指導を基軸とすること、および法学未修者に体系的な学修のエッセンスを早期に指導し学修のあり方を修得させる個別指導の強化を図ることの2点を実践できる教育体制・システムを構築し、実際に司法試験単年度合格率をコンスタントに全国平均超えとなる成果につなげていく。

〔現状〕

令和3年度司法試験の結果は、受験者24名中6名が最終合格し、うち、既修は14名受験5名合格、未修は10名受験1名合格、合格率は全体で25.0%、既修が35.7%、未修が10.0%であった。特に、既修・未修合わせて令和3年3月に標準修業年限で修了した6名中3名が修了後1年以内の司法試験に合格し、受験者24名のうち、短答式試験の合格に必要な成績を得た者が18名、内最終合格者が6名であった。昨年度に比較して、既修の合格率は速やかに一定の回復を見せたが、未修はかなり低い数値のままである。また、短答式試験の合格に要する成績を得た者の33.3%のみが最終合格となっており、その数値も十分な改善が見られとはいいがたい。学びを工夫して知識を問題解決にすぐに利用できる状態である生きた知識として整理する学力の修得レベルがまだまだであり、知識の平面的な記憶にとどまり、その立体的な理解に至っていないために、問題解決の論理的思考過程を記述することが不十分なままと考えられる。アウトプット系授業科目における、学びを工夫して生きた知識を獲得するための教育指導を取り入れていくことが喫緊の課題である。

他方、在学生の状況は、留年率が、1年次から2年次への進級の際には14%（7名中1名）、2年次から3年次では30%（20名中6名）となっており、また、令和3年度修了生では標準修業年限修了率が、既修で62.5%（入学者8名中5名が令和4年3月修了）、未修は0.0%（入学者9名全員が令和4年3月に修了できず）となっている。授業はもちろん、オフィスアワー等の時間を用いて、苦手科目の学修につき個別指導を行うことを組織的に実施し、弁護士等ゼミとの連携も加え、学修のフォローを強化して留年率を低減させているが、他方、仮進級者が多く、特に2年次では正規授業科目に再履修科目（最大6科目）が積み重なることで、十分な学習時間を確保できないために留年する学生が目につく。さらなる学修フォローの強化を図る必要がある。

最後に、未修者1年次生に対する第3回共通到達度確認試験では、受験者全7名中4名が

全国平均を下回ったため、個別面談での学習指導を実施し、改善結果が確認されている。1年次における論理重視型授業科目では、授業で取り上げるテーマ数が漸減する傾向があり、触れられない領域は学生の自学自習に委ねざるを得ないところ、共通的到達度確認試験までには必ずしもその試験範囲をカバーする自学自習の時間が確保できないというのが実情のようである。

[改善構想]

個別面談等を通じた個別学修指導において、「個々の学生の勉学方法、学習姿勢や論理的思考のプロセス分析・検証力」などを把握し、「個々の学生の能力を引き出しうる学修方法」を勉学プランとして提示することの必要性がさらに高まっている。法学未修者に対して学修スタイルの改善を促す教育モデルを構築し、学生全体に対して学修の方向性を示す一方で、自らの勉学法との調整に手間取る学生も多いので、個別面談の結果を踏まえつつ、定期的な個別学修指導の機会を設けこれを継続し、バランスのよい学修法を指導することで、個々の学生の適性に応じた勉学法を試行させ、勉学法に向き不向きのあることを認識させ、また失敗を経験しそこから学ぶことで自らの学修スタイルを構築させて、プロフェッショナルたる学力を鍛錬し修得させる教育を新たに構築しなければならない。学部の法曹コースでの学修とも連携させながら、法科大学院教育における学修指導から学修リーダーとなる学生を育て、全体の学修到達レベルを高めていく。

以上